

鏡山へんろ道保存会規約

(名 称)

第1条 この団体は「鏡山へんろ道保存会」と称する。

(所在地)

第2条 当団体は、所在地を佐賀県唐津市鏡柿木谷4935-2に置く。

(目的・活動の種類)

第3条 当団体は、次の活動を行うことを目的とする。

- 1) 鏡山へんろ道の整備、維持、発展。
- 2) 鏡山の自然・歴史景観の整備、維持、発展。
- 3) 前各号に附帯又は関連する一切の活動。

(会員)

第4条 本会の会員は、次の2種類とする。

- 1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- 2) 賛助会員は、この回の事業を賛同するために入会した者とする。

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員の承認を得るものとする。

(会費)

第6条 会員は以下に定める会費を納入しなければならない。
1口千円として1口以上の会費を納入する。

(退会)

第7条 会員は退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
- 1) 本人が死亡したとき。
 - 2) 会費を年度内に納入しないとき。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- 1) 代表者 1名 副代表1名 会計1名 会計監事1名
- 2) 役員任期は2年とし、総会において選任する。
- 3) 役員はやむを得ない事由あるときは、いつでも辞任できる。後任として選任された役員任期は残存役員任期と同一とする。

(資産)

第9条 この会の資産は、次の各号に掲げるもので構成する。

- 1) 会費
- 2) 寄付金品
- 3) その他の収入

(総会)

第10条 本会の総会は正会員をもって構成し、年に1回開催する。必要がある場合は、随時に開催できるものとする。

- 2 総会は、以下の事項について議決する。
 - 1) 会則の変更
 - 2) 解散
 - 3) 事業計画・報告及び収支予算・決算
 - 4) 役員を選任又は解任
 - 5) その他会の運営に関する重要事項
- 3 総会出席者過半数の同意をもって決定する。

(役員会)

第11条 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第12条 会長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

附則

1 この会則は、2020年 9月1日から施行する。